

会 議 録

会議の名称	令和5年度第4回下水道事業運営審議会
開催日時	令和5年11月14日(火) 開会：午前10時00分 閉会：午前11時15分
開催場所	水道庁舎 2階 第2会議室
出席者(委員)氏名	小林修委員 小野寺貴男委員 田尻要委員 日野努委員 安原一夫委員 長島敬二委員 栗原芳江委員 茂木美智代委員 白鳥拓治委員 今井好江委員 計10人
欠席者(委員)氏名	江森信行委員
事務局	高橋都市整備部長 下水道課：五十幡都市整備部次長兼下水道課長 金子主幹 石崎主査 木元主事 上下水道経営課：根岸課長 河村主幹 田辺主査
会議内容	(1) 答申書(案)の確認
会議資料	・ 次第 ・ 答申書(案) ・ 追加資料(「水道だより」2020年2月1日 P2)
その他 必要事項	傍聴者1名

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<p>1 開会 （資料の確認）</p> <p>本日、江森委員については都合により欠席の連絡をいただいている。よって、委員11人中10人と、委員の過半数が出席していることから、審議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを報告する。</p> <p>また、本日の審議会は非公開とする事項がないため、後日、議事録を公表させていただく。</p> <p>本日は、1名の方が傍聴にいらしている。</p>
事務局	<p>2 あいさつ （小林会長、高橋部長あいさつ）</p> <p>それでは、議事の進行を小林会長にお願いする。</p>
議長	<p>3 議事</p> <p>暫時、議長として進行を務めさせていただくので、ご協力をお願いする。</p> <p>答申書（案）については、本日委員の皆様のご意見を伺い、加筆修正を行い、7月14日付け行田市長より諮問のあった「持続可能な行田市公共下水道事業運営のための使用料の適正化」に対する本審議の答申書とする。</p> <p>答申書（案）は「1. はじめに」、次に「2. 答申事項」、最後に「3. 附帯意見」の3つに区切って委員の皆様より意見を伺う。では、事務局から説明を求める。</p> <p>（事務局より「1. はじめに」の説明）</p>
議長	<p>ただいま、「1. はじめに」について説明があった。ご意見ある方は挙手をお願いする。事務局。</p>
事務局	<p>2行目に、「公衆衛生の向上及び公共用水域における水質の改善」</p>

<p>議長</p>	<p>と記載したが、下水道の役割で考え、「改善」を「保全」と変更したい。</p> <p>では事務局から提案があったように、2行目の水質の「改善」を「保全」と修正させていただきたい。</p> <p>その他、細かい語句についてでもよいので、質疑があれば挙手をお願いします。白鳥委員。</p>
<p>白鳥委員</p>	<p>答申書の文章を審査する職員や担当課はあるか。この審議会の確認のみで答申書としてしまうのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>条例や規則等を確認する部署としては総務課があるが、答申書の確認をする部署というものはない。審議会で委員にご確認いただき、誤字脱字の修正、語句の統一などを行い、市長へ答申となる。</p>
<p>白鳥委員</p>	<p>仮名遣いや文章表現等、行政文書の決まりがあると思う。そのあたりを、そういった部署に確認いただけるのかと思っていた。</p>
<p>議長</p>	<p>条例等であれば、事務局の説明のとおり例規審査があるが、あくまでこれは答申なので、言葉などについては事務局が精査し、答申書となるということでご理解いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>答申案を作成するにあたっては、全国的に下水道使用料改定業務の委託を受けている日本下水道事業団より、案を提供いただいた。それを行田市に当てはめ作成している。間違った内容となっているということはないと考えていただいてよい。</p>
<p>議長</p>	<p>その他にご意見のある方、お願いします。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>では、次に「2. 答申事項」について事務局からの説明を求める。</p> <p>(事務局より「2. 答申事項」の説明)</p>
<p>議長</p>	<p>続いて「2. 答申事項」について説明があった。ご意見がある方は挙手をお願いします。白鳥委員。</p>
<p>白鳥委員</p>	<p>個人の好みになるかもしれないが、私はもっと簡潔に書いた方がよいと思う。最初の説明文の内容は理解できるが、初めに持つてくるものではない。(1) 改定料金の算定期間、(2) 改定率及び使用</p>

議長	<p>料体系、使用料体系表があり、説明は後に付けた方が、市長が見た際に何を答申されたかわかりやすいのではないかと。</p> <p>順番が違うのではないかとという意見である。他市の答申書を見ると、この記載の順になっているのではないかと思うが、事務局、回答をお願いします。</p>
事務局	<p>答申書案の作成にあたって、行田市と同じ荒川左岸北部流域関連公共下水道事業である桶川市や熊谷市、また近隣の市町村の答申案を参考にさせていただいた。さらに日本下水道事業団からもご意見いただいた中で、方向性を同じような形に統一させていただいたものである。</p>
議長	<p>答申のため、内容に決まりはないが、流域や近隣市に合わせて、作成したということをご理解いただきたい。</p> <p>では、その他に何かあるか。日野委員お願いします。</p>
日野委員	<p>3ページの(3)改定の実施時期について、2点ほど主旨の確認をさせていただきたい。</p> <p>1点目は、「市民生活の影響の軽減」の具体的内容として、3月に使用料改定され、3月の使用料を4月に賦課するということで、4月から市民の負担が増えるという主旨でよいか。</p> <p>2点目は、1行目に「令和7年3月「から」とする」とあり、つまり「以降」という表現であるが、改定は時系列では点だと思っているので、改定時期は「令和7年3月「と」する」ではないか。以上2点について確認したい。</p>
事務局	<p>行田市は2ヶ月に一度検針を行っており、偶数月検針の地区、奇数月検針の地区とエリアによって分かれています。3月以降1回目の検針については、2月分の使用料も含まれているため旧料金とし、2回目の検針から新料金を適用させる。奇数月検針の場合で、3月の検針では、2月の使用水量も含まれるため、2月と3月の使用水量が区別できない。確実に3月以降に使用した水量を新料金の対象とすると、3月以降1回目の検針分は旧料金となり、2回目の検針</p>

	<p>分から新料金の適用となる。奇数月の例では、3月に1回目の検針を行うと、2回目は5月の検針となり、5月検針分はさらに1ヶ月後の6月に使用料として賦課する。そのため、6月請求分から新料金の適用となる。このようにタイムラグが発生するため、3月分の料金から新料金になるわけではないことをご理解いただきたい。</p>
日野委員	<p>もっとわかりやすい説明をお願いしたい。</p>
白鳥委員	<p>新料金の適用について、日割り計算できないのか。そういった自治体もたくさんある。</p>
事務局	<p>白鳥委員がおっしゃったように、そのようにしている自治体もあると思う。改定前後の使用料を算定するにあたり、按分という方法もある。しかし、確実に3月1日以降に使用した水量に新料金を適用させる方法で、現在検討している。3月分の使用量から改定する方法もあるとは思いますが、2月分の使用量も新使用料になってしまうのではないかと、といった疑義が生じる可能性もあるため、改定後2回目の検針分から適用させていただくことを考えている。</p>
日野委員	<p>いろいろ工夫はあるかと思うが、例えば電車の料金であれば、4月1日から10円上がる、とわかりやすい。下水道使用料の条例改正は、令和6年の9月に議決して、適用日が令和7年3月1日になる予定であると思う。3月1日以降使用料は上がるが、徴収の都合があるため、2月までの水量を含んでいる検針分は旧料金のままになり、3月1日以降の使用が確実に適用となる検針分からは新料金になる、そういう意味か。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりである。</p>
日野委員	<p>すると、「改定そのもの」は「3月1日」と点での記載がよいが、「3月以降の使用分から新料金を賦課する」と2つが混在した記載となっているのではないかと。これを分けた説明でないと、文章として意味が理解しづらいのではないかと。そして、1点目の質問である「影響の軽減」は、周知期間を議決からは半年程度、答申からは1年程度設けた方がよい、という主旨だという理解でよいかと。</p>

事務局	そのとおりである。
日野委員	この文章では読みづらいため、工夫したほうがよいかと思う。
事務局	承知した。
事務局	(追加資料として、令和2年度水道料金改定時の「すいどう便り」P2を各委員に配布)
事務局	追加でお配りしたものは、令和2年度の水道料金改定時の資料である。現在、水道料金と同じ方法での実施を考えている。下の「新料金の適用について」というところで、水道料金は4月1日の改定であったが、奇数月と偶数月の検針があり、どちらの検針にしても、4月1日を過ぎて1回目の検針日までは、旧料金で算定。2回目の検針日から発生する料金については、新料金を適用する。このような形で現状考えている。この表では、3月から8月まで書いてあるが、これを2月から7月と読み替えていただければわかりやすいかと思う。
議長	2ヶ月毎の検針等の影響があるため、日野委員がおっしゃったように、表現を変え、わかりやすく簡潔に修正していただければと思う。それでよろしいか。
議長	(反対意見なし)
田尻委員	その他に意見ある方、願います。田尻委員。
田尻委員	答申書にここまで載せるかどうかは別として、文章で書くよりも表にした方が理解は早いと思う。ただ、答申書にそこまで盛り込む必要があるか否かは別である。使用者に絶対に誤解のない表記を目的とするのであれば、記載した方が間違いはないかもしれない。答申書にも書いてあると言い切れる。読む方によってニュアンスが異なってしまうのは、最もよくないと思う。後から誤解を解く作業にもかなりの労力を要する。
議長	現在、答申書の中に表を入れた方がよいのではないかという意見で進んでいるが、どうか。
田尻委員	表を載せてはいけないのだろうか。誤解を未然に防ぐために、私

議長	<p>であれば載せると思う。</p> <p>答申のため、記載してはいけないという決まりはない。ただ、どのような表現とするか、改定の実施時期について表を入れるのが最善か、という議論であると思う。田尻委員もおっしゃったように、読み手によって受け取り方が異なるため、表を入れることが一番よいのではないかと思うが、事務局の意見はどうか。今後検討することになるか。</p>
事務局	<p>配布した資料は、令和2年度に水道料金の改定をした際に市民への周知のため作成したものである。この度の下水道使用料改定についても令和6年9月議会後にこのような形で市報等を通じ、市民に周知していきたいと考えていた。ただ今回、委員の皆様からご意見いただいたため、答申書の中にもわかりやすいように工夫し、参考資料として添付することを検討したいと思う。</p>
議長	<p>田尻委員、いかがか。</p>
田尻委員	<p>事務局に一任する。</p>
議長	<p>大変であると思うが、やはり市民にわかりやすいことが一番よいため、お願いします。</p> <p>その他、何かご意見等あるか。文章の書き方のため、それぞれ感じ方も違うと思うが、そのあたりは事務局が作成しているためご理解いただきたいと思う。よろしいか。</p>
議長	<p>では、「3. 附帯意見」について事務局からの説明を求める。 (事務局より、3. 附帯意見の説明)</p> <p>続いて「3. 附帯意見」について説明があった。ご意見がある方は挙手をお願いします。</p> <p>では私から1点。「(3) 有収率の向上について」の3行目に「雨水浸透柵の設置促進」と記載があるが、雨水浸透柵の他にトレンチなどの浸透施設があるため、「等」と入れた方がよいのではないかと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>「雨水浸透柵」と言い切っているが、雨水浸透柵の他にも様々な</p>

	<p>対策施設があるというご意見であるため、雨水枡「等」と追加させていただきます。</p>
議長	<p>では、他に意見ある方は挙手をお願いします。長島委員。</p>
長島委員	<p>「(2) 水洗化率の向上について」において、「下水道に接続いただいていない「方」とあるが、「下水道に接続していない「世帯」ではないか。</p>
事務局	<p>こちらについては、「いただいていない」という表現も分かりづらいため、「下水道に接続していない世帯」に修正させていただきます。</p>
議長	<p>その他に意見はあるか。白鳥委員お願いします。</p>
白鳥委員	<p>「(4) 全体計画区域の縮小について」と表題があるが、内容を見ると、必ず縮小とは記載されていないため、見直しという表現にすべきではないか。</p>
事務局	<p>全体計画区域については、現在、縮小に向けて準備を進めている。3行目では、全体計画の見直し・計画区域の縮小という記載になっているため、この部分は検討させていただきます。</p>
議長	<p>その他何か意見あるか。安原委員お願いします。</p>
安原委員	<p>「(2) 水洗化率の向上について」の3行目に、「接続促進活動」と記載があるが、市報の掲載のみではなく、他の具体的な内容をお聞きしたい。</p>
事務局	<p>具体的な接続促進活動の内容については、市報への掲載のほか、ホームページの活用や、職員による未接続世帯への戸別訪問の実施がある。</p>
議長	<p>安原委員よろしいか。その他意見あるか。</p> <p>では私から1点。「(1) 下水道事業のあり方と今後の下水道使用料の見直しについて」の2行目に「適切な使用料と公費負担のあり方について常に検証を行い」という記載があるが、この「検証」というのは、誰が何をどのように検証するという意味か教えていただきたい。</p>
事務局	<p>使用料と公費負担のあり方の検証の公費負担とは、一般会計から</p>

議長	<p>の基準外繰入金のことである。これは経営戦略の収支計画で定めている。経営戦略については、5年を目安に見直しを求める通達が出されており、見直しの際は審議会でご審議いただく必要もあり、こういった中で検証したい。</p>
事務局	<p>4行目には、「5年に一度の頻度」と記載がある。これについては、説明のとおり審議会でも検証が行われると思うが、「常に」の部分はどうのように検証するのか、載せるべきかと質問したところである。</p> <p>補足説明させていただく。答申案にも記載があるとおり、令和12年度までは基準外繰入金を一般会計から繰り入れる予定である。これについて毎年の予算作成時には、行財政3か年計画により基準外繰入金の検証を行っている。市の財政に照らし合わせ、公費負担が妥当かどうか、財政課、企画政策課、上下水道経営課、下水道課の4課で、常に検証しながら予算執行に当たっている。</p>
議長	<p>毎年実施していることであれば、改めて「常に検証」という文言は不要ではないか。行財政3か年計画は下水道に限らず、他課も実施していることである。そのため、「常に検証を行い、努めること」ではなく、「健全な運営に努めるために、下水道使用料については5年に一度の定期的見直しが必要である」のように改めてもよいのではないか。事務局で検討していただきたい。</p>
田尻委員	<p>その他に意見等あるか。田尻委員、お願いします。</p> <p>個人的な感想かもしれないが、「いただいていない」という表現が多いのではないかと感じる。答申案は、審議会から市長への答申であるため、平文でよいのではないか。「下水道に接続していただいていない」ではなく、「未接続世帯」、あるいは「より多くの市民へ下水道の利用促進に努めること」でもよい。必要以上にへりくだった表現にする必要はないのではないかという印象を受けた。</p>
事務局	<p>「いただく」等の表現については統一し、修正させていただく。</p>
田尻委員	<p>もう一つ確認であるが、先程議長がおっしゃった「常に検証」という表現については、私も不要だと思う部分もあるが、こちらは記</p>

事務局	<p>載しない方向とするのか。</p> <p>小林議長、田尻委員よりご意見、ご質問いただいたため、表現がわかる範囲で文言を再構成したい。</p>
田尻委員	<p>削除しても残してもよいと思うが、もし残すのであれば、その前の「今後「は」」という表現が非常に気にかかる。この表現では、今まで実施していなかったと思われるのではないかと。きちんと検証しているのであれば、「今後も引き続き検証を行っていく」と記載した方がよいのではないかと。このように残してもよいし、当たり前の内容であれば、削除してもよいと思う。</p>
事務局 議長	<p>承知した。どちらの場合でも精査し、文章を検討したい。</p> <p>その他何か意見あるか。ないようであれば、今回の委員の意見を踏まえ、今後の事務局の対応について説明をいただきたい。</p>
事務局	<p>委員の皆様の慎重審議、誠に感謝する。本日いただいたご意見等を踏まえ、答申書案の加筆修正、資料の追加をさせていただく。委員の皆様の任期が11月末をもって終了するため、事務局としては、11月中に答申書を市長に提出したいと考えている。時間の制約があるため、皆様のご承諾がいただけたら、答申書案を事務局で修正した後、小林会長に最終確認いただき、市長へ提出する準備をしたい。小林会長、委員の皆様、いかがか。</p>
議長	<p>先程事務局から説明があったように、答申書について、議長一任で、よろしいか。</p> <p>(承諾の発声あり)</p> <p>よく確認し、皆の意見が通るような答申書にしたいと思う。文章表現については、どれが正しいということはないが、市民にわかりやすい表現で答申書を作成したい。よろしく願います。</p> <p>それでは、本日の議事を終了させていただく。</p> <p>長期間にわたり議長を務めさせていただき感謝する。また、本日も皆様のご協力により円滑に進めることができ、感謝する。今後もよろしく願います。</p>

事務局	<p>4 その他</p> <p>今後の予定について、今月中に答申書を市長に提出する予定である。委員の皆様には、製本した答申書の写しを送付させていただく。</p> <p>委員の皆様には、下水道使用料の改定という重要議題の審議をいただき深くお礼申し上げます。</p> <p>今回の審議会をもって、白鳥委員、江森委員が勇退される。白鳥委員は平成23年から12年間、江森委員は令和3年から2年間、豊富な行政経験から有意義なご意見をいただき、心より感謝申し上げます。今後とも、様々な場面で市政全般にご協力いただければと存じる。よろしく願います。</p>
茂木委員	<p>他には、何かあるか。茂木委員。</p> <p>第3回審議会において、「私たちの生活と下水道」という資料を基に、一般市民の目線における意見をお話しした。その後、行田市のホームページで、下水道の役割・正しい使い方というページを拝見した。審議会に参加し、下水道について意識するようになるまではこの情報に触れることはなかった。ホームページは、大変わかりやすく、一般市民にわかるように作成されており、職員のお骨折りを感じた。しかし残念なことに、この内容を知らない方がほとんどではないかと感じている。下水道のありがたさ、大切さ、関わっておられる方の努力などについて目に触れる機会が少なく感じる。これを市民にいかに伝え、受け止めてもらえるようにするかということをお願いしたい。例として、スプーン一杯の油を行田市の3万5000ほどの世帯の方々が意識し流さない努力をすれば、どれだけ水環境への悪影響を減らせることになるだろうか。小さな積み重ねであるが、長い目で見ると、市の財政のみならず、市民の負担軽減に繋がると思う。主婦の目線からの意見である。ぜひ考えていただくようお願いする。</p>
事務局	<p>茂木委員のおっしゃるとおり、ホームページ等で市民への情報提供を実施している状況ではあるが、更に出前講座等などを活用し、</p>

広く市民に下水道の役割・大切さの情報発信を行うなど、全力で取り組ませていただく。引き続きよろしく願います。

5 閉会